

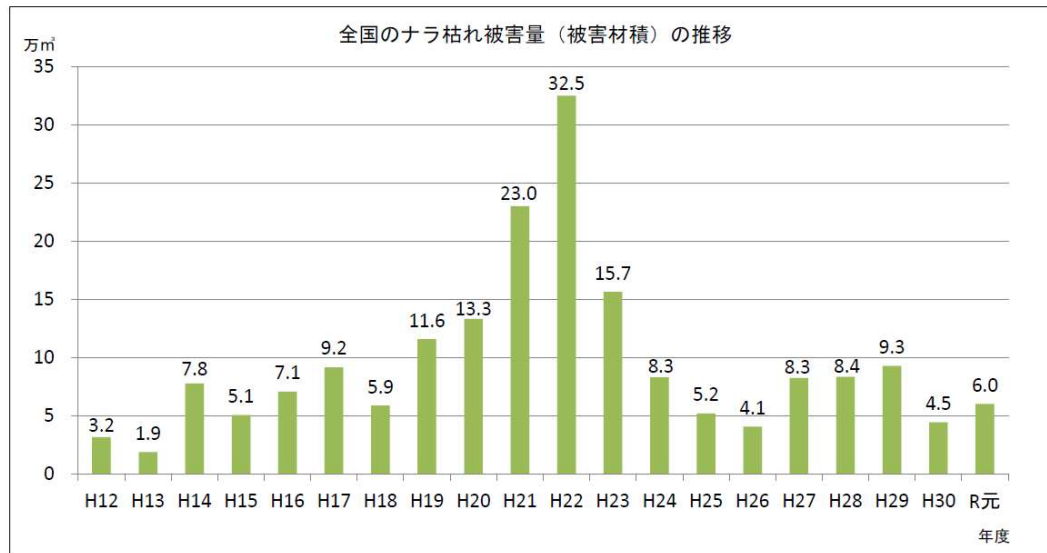
森林病虫害被害の現状

(1) ナラ枯れ被害

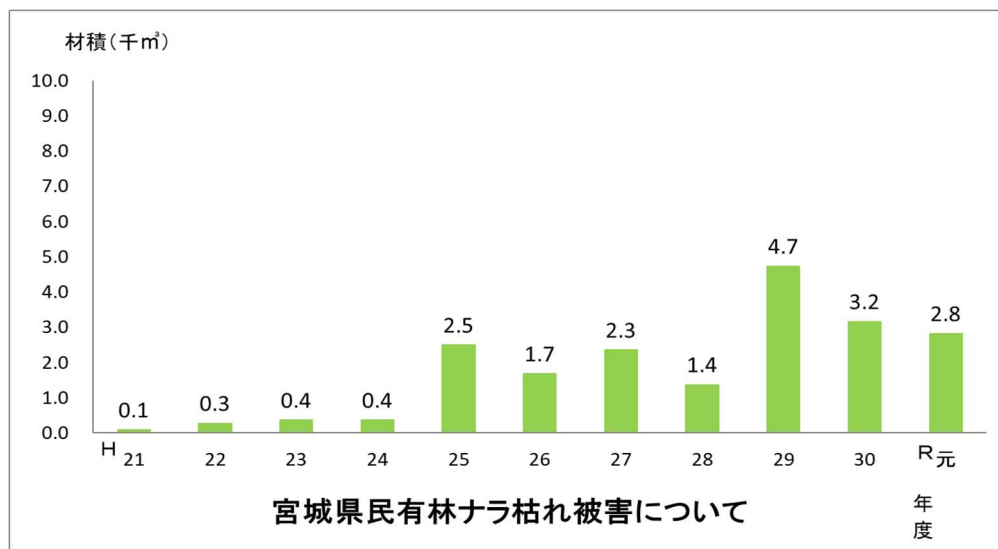
全国： H30 44.7 千 m^3 → R1 60.5 千 m^3 (前年比 135%)

宮城県 (民有林)： H30 3.2 千 m^3 → R1 2.8 千 m^3 (前年比 92%)

R2 速報値 (10 月末現在)：2.9 千 m^3



引用：林野庁資料(R2)



R1 年度の被害量について、全国的には増加したが、当県の被害量は微減となった。

これまで被害のなかった、6 都県で被害が発生するなど、被害地域が拡大していることから今後被害量の増加が懸念される。

R2 年度においても、関東・東北で被害が増えているとの報告があり、当県でも 9 月の速報時点で前年と同程度の被害量となっていることから、被害把握に努めるとともに、適切な駆除対策の実施に努めていく。

また、感染予防対策として健全なナラ林の伐採・更新にも取り組む。

(2) クビアカツヤカミキリ被害

「クビアカツヤカミキリ」

コウチュウ目カミキリムシ科で特定外来生物に指定されている。

体長 25mm 程度

サクラ，ウメ，モモ，カキなどバラ科樹木を中心に被害

2012年に日本国内で初めて発見され，全国に被害が拡大している

(林野庁によると関東・関西など11都府県で被害を確認)

街路樹や果樹園で被害が出ており，今のところ森林内への影響は確認されていない。

現在のところ東北では確認事例がないが警戒が必要



クビアカツヤカミキリの成虫



被害木の断面



フラス (幼虫のフンと木くずが混じったもの)

画像引用：群馬県HP資料 (R2)

都道府県別ナラ枯れ被害量(被害材積)の推移(総数)

(単位：千m³)

区分	年度	H27	H28	H29	H30	R元	対前年度比
北海道		—	—	—	—	—	—
青森県		—	0.1	1.2	1.5	9.6	661%
岩手県		2.0	5.3	8.8	3.4	4.5	134%
宮城県		3.9	2.5	6.6	3.4	3.1	92%
秋田県		10.4	15.9	13.1	5.6	9.0	160%
山形県		2.4	5.1	4.5	0.9	1.5	171%
福島県		3.5	3.9	6.9	4.2	5.8	139%
茨城県		—	—	—	—	—	—
栃木県		—	—	—	—	—	—
群馬県		0.0	0.0	0.1	0.3	0.3	89%
埼玉県		—	—	—	—	0.0	皆増
千葉県		—	—	0.1	0.2	0.7	325%
東京都		—	—	—	—	0.0	皆増
神奈川県		—	—	0.2	1.0	1.3	128%
新潟県		0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	307%
富山県		0.0	0.0	0.0	—	—	—
石川県		0.0	0.0	—	0.0	0.0	63%
福井県		0.2	0.2	0.0	0.0	0.1	359%
山梨県		—	—	—	—	0.0	皆増
長野県		0.8	0.2	0.2	0.3	0.3	103%
岐阜県		0.2	0.1	0.0	0.0	0.0	111%
静岡県		1.6	0.9	0.8	0.4	2.9	662%
愛知県		3.4	1.2	0.7	0.4	0.2	66%
三重県		0.7	1.0	1.9	0.9	0.3	29%
滋賀県		0.8	0.3	0.1	0.2	0.2	115%
京都府		2.4	2.3	1.1	0.4	0.3	80%
大阪府		12.4	5.7	3.2	2.1	0.4	17%
兵庫県		2.8	4.8	9.4	5.8	3.3	57%
奈良県		3.4	17.9	18.6	5.0	3.2	63%
和歌山県		0.4	0.2	0.4	0.4	0.2	62%
鳥取県		12.9	7.6	10.3	4.6	7.1	154%
島根県		1.3	0.8	1.0	0.5	0.4	82%
岡山県		0.5	0.8	1.4	1.7	4.2	243%
広島県		0.4	1.0	1.0	0.8	0.7	81%
山口県		0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	52%
徳島県		0.1	0.1	0.0	0.1	0.2	160%
香川県		—	—	—	—	0.2	皆増
愛媛県		—	—	—	—	—	—
高知県		0.0	0.0	—	—	0.0	皆増
福岡県		—	—	—	—	0.0	皆増
佐賀県		—	—	—	—	0.0	皆増
長崎県		—	0.2	0.2	0.1	—	皆減
熊本県		—	—	—	—	0.0	皆増
大分県		—	—	—	—	—	—
宮崎県		5.0	1.0	0.3	0.1	0.0	12%
鹿児島県		11.0	4.3	0.5	0.3	0.1	18%
沖縄県		—	—	—	—	—	—
合計		82.8	83.6	93.1	44.7	60.5	135%

注1 民有林については、都道府県からの報告による。

2 国有林(官行造林地を含む。)については、森林管理局からの報告による。

3 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。

4 四捨五入により合計と一致しない場合がある。

5 被害の発生していないものを「—」、50m³未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

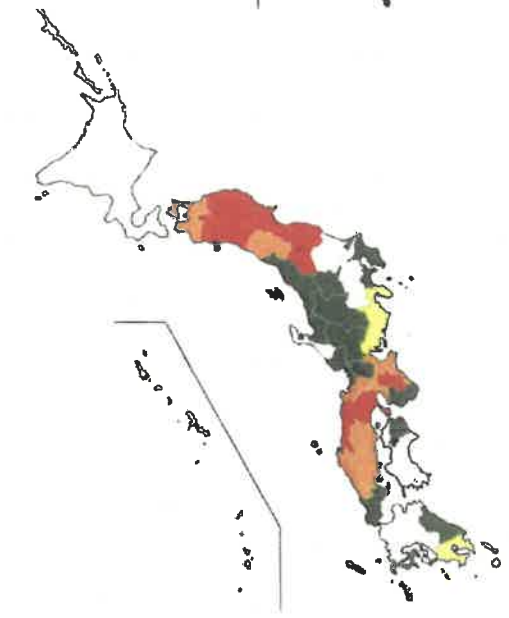
ナラ枯れ被害量（発生都道府県数）の推移

凡例	
	被害なし
0.01~0.5千㎡	
0.5~1.0千㎡	
1.0~5.0千㎡	
5.0千㎡以上	

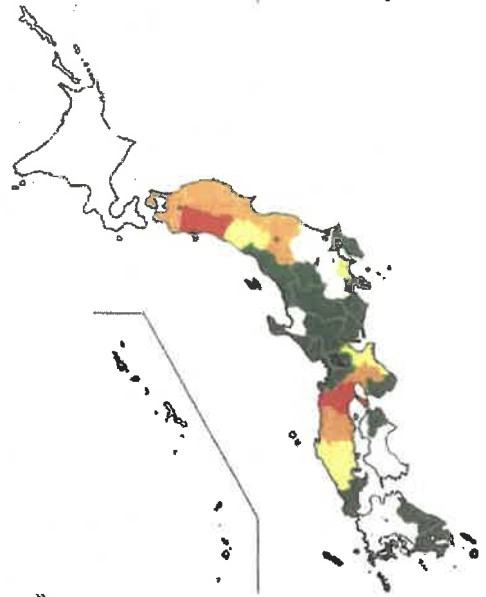
H29年度

H30年度

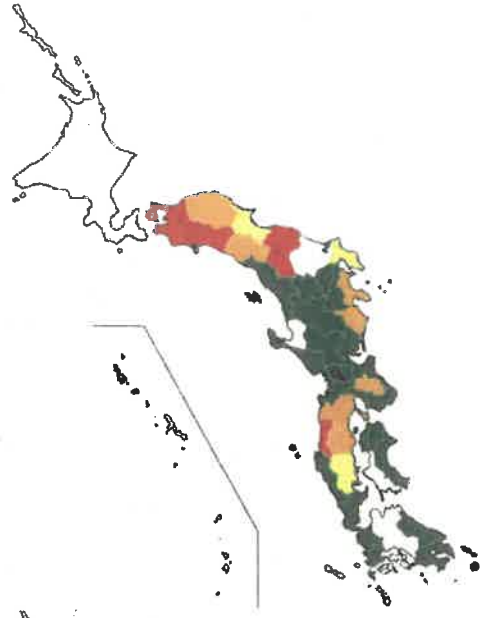
R1年度（速報値）



32府県
9.3万㎡



32府県
4.5万㎡



38都府県
5.6万㎡

新たに6都県で被害を確認

令和元年度宮城県民有林ナラ枯れ被害量

単位：本，m³

事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	事務所	市町村	平成30年度		令和元年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	17	5	17	6	122	栗原	栗原市 (旧築館町)			3	1	皆増	
	角田市	1,161	545	497	201	37		栗原市 (旧若柳町)					-	
	蔵王町	291	116	576	217	188		栗原市 (旧栗駒町)	2	1	3	1	64	
	七ヶ宿町					-		栗原市 (旧高清水町)					-	
	大河原町	107	90	8	3	3		栗原市 (旧鶯沢町)					-	
	村田町	735	227	735	277	122		栗原市 (旧一迫町)			3	1	皆増	
	柴田町	845	449	172	126	28		栗原市 (旧瀬峰町)					-	
	川崎町	595	184	549	207	113		栗原市 (旧金成町)					-	
	丸森町	2,261	674	1,659	646	96		栗原市 (旧志波姫町)					-	
	計	6,012	2,289	4,213	1,684	74		栗原市 (旧花山村)					-	
仙台	仙台市	83	59	84	32	53	計	2	1	9	3	193		
	塩竈市					-	気仙沼	気仙沼市 (旧気仙沼市)	10	3	23	7	230	
	名取市	1,130	349	1,833	691	198		気仙沼市 (旧唐桑町)	60	34	51	19	55	
	多賀城市					-		気仙沼市 (旧本吉町)					-	
	岩沼市	610	188	651	295	157		南三陸町 (旧志津川町)					-	
	富谷市					-		南三陸町 (旧歌津町)					-	
	亘理町					-		計	70	37	74	26	70	
	山元町	440	136	118	44	33		登米	登米市 (旧迫町)					-
	松島町			63	22	皆増			登米市 (旧登米町)					-
	七ヶ浜町					-			登米市 (旧東和町)					-
利府町			34	15	皆増	登米市 (旧中田町)							-	
大和町					-	登米市 (旧豊里町)						-		
大郷町					-	登米市 (旧米山町)						-		
大衡村					-	登米市 (旧石越町)						-		
計	2,263	733	2,783	1,100	150	登米市 (旧南方町)						-		
北部	大崎市 (旧古川市)					-	登米市 (旧津山町)						-	
	大崎市 (旧松山町)					-	計		0	0	0	0	-	
	大崎市 (旧三本木町)					-	東部	石巻市 (旧石巻市)	117	42			皆減	
	大崎市 (旧鹿島台町)					-		石巻市 (旧河北町)					-	
	大崎市 (旧岩出山町)					-		石巻市 (旧雄勝町)	6	2			皆減	
	大崎市 (旧鳴子町)					-		石巻市 (旧河南町)					-	
	大崎市 (旧田尻町)					-		石巻市 (旧桃生町)					-	
	加美町 (旧中新田町)					-		石巻市 (旧北上町)	20	6			皆減	
	加美町					-		石巻市 (旧牡鹿町)					-	
	色麻町					-		東松島市 (旧矢本町)					-	
	涌谷町					-		東松島市 (旧鳴瀬町)	54	17	16	4	24	
	美里町 (旧南郷町)					-		女川町	92	28			皆減	
	計	0	0	0	0	-		計	289	96	16	4	4	
	合計									8,636	3,157	7,095	2,816	89

2018年1月15日より規制が開始されています

クビアカツヤカミキリは、外来生物法に基づく 特定外来生物に指定されました。

- 特定外来生物は、飼養(飼育)・保管、輸入、販売、譲り渡し、野外へ放つことが禁止されています。
- 外来生物法に違反すると、個人の場合は最大で300万円の罰金もしくは3年間の懲役、法人の場合は最大で1億円の罰金が科されます。

成虫の特徴

全体的に光沢のある黒色で、胸部(クビの部分)が赤い



体長

2.5～4 cm
(触角は含まず)

原産地は中国、朝鮮半島、ベトナム北部など。貨物などの物資にまぎれて日本に侵入したと考えられています。



成虫は5月末～8月に発生します。

すぐに交尾した後、飛び回って幹や主枝の割れ目に産卵します。ふ化した幼虫は木の内部に入り込んでいきます。

木の中でさなぎから成虫になり、幹に細長い穴(脱出孔)をあけて、出てきます。



幼虫(左下)と脱出孔(右上)の写真提供: 埼玉県環境科学国際センター



幼虫

幼虫は樹木の内部で、2～3年かけて成長し、さなぎになります。



幼虫が入り込んだ樹木からは、大量のフラス(幼虫のフンと木くずが混ざったもの)が排出されるので、目印となります。

クビアカツヤカミキリは、幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

2012年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

上の写真のようなカミキリムシやフラスを見つけた場合は、土地や施設の管理者、最寄りの関係行政機関にお知らせください。

◆ 全国に飛び地的に広がっています

今後、いつ・どこの地域で見つかるもおかしくありません。

被害1

ウメやモモ等の果樹を加害し、
甚大な**農業被害**をもたらします。

被害2

サクラやウメ・モモ以外にも
様々な樹種を食害するため、
生態系にも影響をおよぼすお
それがあります。

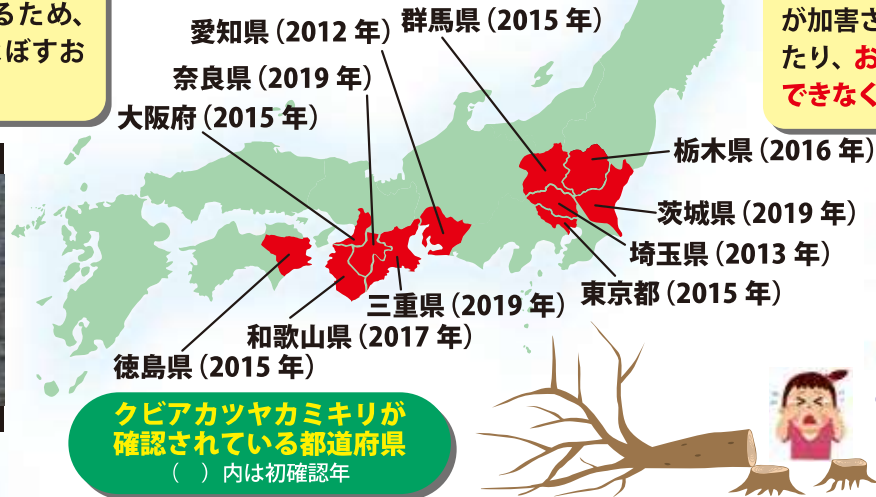
被害3

公園や街路樹などのサクラ
が加害されると**景観が悪化**し
たり、**お花見を楽しむことが**
できなくなってしまいます。

幼虫に食害された樹木の内部



写真提供：埼玉県環境科学国際センター

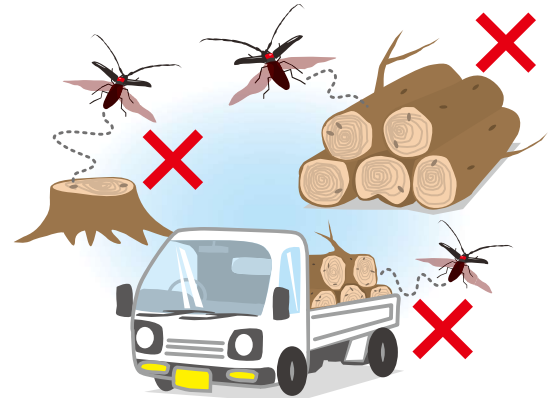


数年後

食害が進むと、枝が落ちたり木が倒れたりして、人がけがをするおそれがあります。
また、まん延を防ぐために薬剤を注入したり、場合によっては枯れていなくても伐採
しなくてはならないこともあります。

防除・伐採時の留意点

- 伐採後も幼虫は木の中で生き続け、成虫になることができるため、**伐採した材は放置せず、速やかに焼却または粉碎**する必要があります。切り株に穴が空いている場合は、ネットをかぶせるなどの処置をしてください。
- 伐採したり、枯死した樹木を安易に移動させると、クビアカツヤカミキリを拡散し、被害の拡大につながるおそれがあるため、**移動させる前に適切な処置をする必要**があります。
- 防除のために木にネット等を巻く場合、樹木とネットを密着させると食いやぶってしまうため、ある程度余裕をもたせてください。



もし、クビアカツヤカミキリを見つけたら

- 下記の環境省地方環境事務所、または土地や施設の管理者、自治体窓口までご連絡ください。
- 発見日時、発見場所、発見時の状況をお知らせください。
- 可能であれば、写真を撮影してください。
- 成虫を捕まえた場合は殺処分してください（生きたまま持ち運ぶことは違法となります）。
- 死んでいる個体であっても、見つけた場合には連絡してください。

お問い合わせ

北海道地方環境事務所 011-299-1954	信越自然環境事務所 026-231-6573	四国事務所 087-811-7240
釧路自然環境事務所 0154-32-7500	中部地方環境事務所 052-955-2139	九州地方環境事務所 096-322-2413
東北地方環境事務所 022-722-2876	近畿地方環境事務所 06-4792-0706	沖縄奄美自然環境事務所 098-836-6400
関東地方環境事務所 048-600-0817	中国四国地方環境事務所 086-223-1561	

環境省外来生物対策室 TEL 03-3581-3351

環境省「日本の外来種対策」
<http://www.env.go.jp/nature/intro/>

